

熊本市職員の退職手当に関する条例の一部改正について

熊本市職員の退職手当に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

熊本市職員の退職手当に関する条例（昭和30年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「常時勤務に服することを要する者（企業職員（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項の企業職員をいう。以下同じ。）及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された者を除く。以下）」を「次に掲げる職員以外の職員（この項を除き、以下単に）」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項の特別職に属する職員
- (2) 地方公務員法第22条の2第1項各号に掲げる職員
- (3) 地方公務員法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員
- (4) 地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に掲げる職員
- (5) 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員

第2条第2項中「職員以外の者」を「前項の規定にかかわらず、地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる者」に、「」が18日」を「第10条第2項において「勤務日数」という。）が18日（1月間の日数（熊本市の休日及び期限の特例を

定める条例（平成元年条例第32号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあっては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第10条第2項において「職員みなし日数」という。）に改め、同項ただし書及び各号を削る。

第2条の4中「第5条の4」を「第5条の3」に改める。

第4条第1項第1号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改め、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 法律の規定に基づく任期を終えて退職した者

第5条第1項第1号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改め、同項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者

第5条第2項中「（前項）」を「（同項）」に改める。

第5条の3中「第4条第1項第3号」を「第4条第1項第4号」に、「及び第6号」を「、第5号及び第7号」に、「退職の日において定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢」を「45歳（熊本市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第5号）第3条第2項第3号に掲げる医療職員給料表の適用を受ける職員（第8条の2第1項第1号において「医療職員」という。）にあっては、50歳）」に改める。

第5条の4を削り、第5条の5を第5条の4とする。

第5条の6中「第4条第1項第2号及び第5条第1項第5号」を「第4条第1項第3号及び第5条第1項第6号」に改め、同条を第5条の5とする。

第6条中「及び第5条の4」及び「（消防職員の退職手当の基本額にあっては、第5条の2の規定の適用を受ける場合を除く。）」を削る。

第6条の2中「（同項の規定の適用を受ける消防職員にあっては、当該額に第5条の4の規定に基づく加算額を加えた額）」を削る。

第6条の4第1項中「除く。以下」を「除く。第7条第4項において」に改め、「額（以下）」の次に「この項及び第5項において」を加える。

第6条の5第1項中「（消防職員にあっては、その額から第5条の4に規定する加

算額を控除した額)」及び「(消防職員にあっては、その額に第5条の4に規定する加算額を加えた額)」を削る。

第7条第5項中「再任用職員及び」を削り、同条の次に次の見出し及び2条を加える。

(勤続期間の計算の特例)

第7条の2 次の各号に掲げる者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、当該各号に掲げる期間は、前条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。

- (1) 第2条第2項に規定する者 その者の同項に規定する勤務した月が引き続いて12月を超えるに至るまでのその引き続いて勤務した期間
- (2) 第2条第2項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者のうち、同項に規定する勤務した月が引き続いて12月を超えるに至るまでの間に引き続いて職員となり、通算して12月を超える期間勤務したもの その職員となる前の引き続いて勤務した期間

第7条の3 第7条第5項に規定する職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間には、第2条第2項に規定する者に相当する職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。

2 前条の規定は、職員以外の地方公務員等であった者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について準用する。

第8条の2第1項第1号中「定年から15年を減じた年齢」を「45歳(医療職員にあっては、50歳)」に改め、同条第2項第10号中「問い合わせ」を「問合せ」に改める。

第10条第1項中「退職手当として」を「、退職手当として」に改め、同条第2項中「職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく人事委員会規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が18日」を「勤務日数が職員みなし日数」に改め、同条第4項中「職員が、」を「職員が」に、「とする」を「とし、当該退職の日後に事業(その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。)を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が、規則で定めるところにより市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間(当該実施期間の日数が4年から第1項及びこ

の項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。)は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない」に改め、同条第11項第5号中「第4条第8項」を「第4条第9項」に改め、同条第17項中「本条」を「この条」に改める。

第14条第1項第2号及び第3号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第15条第1項中「にあつては」を「には」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第17条第1項から第4項までの規定中「にあつては」を「には」に改め、同条第5項中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則第1項中「因る」を「よる」に改める。

附則中第2項から第5項までを削り、第6項を第2項とし、第7項から第11項までを4項ずつ繰り上げ、第12項を削り、第13項を第8項とする。

附則第14項中「平成34年3月31日」を「令和7年3月31日」に改め、同項を附則第9項とする。

附則に次の見出し及び8項を加える。

(令和5年4月1日以後に退職する者に関する経過措置)

10 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて年齢60年に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの(定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第10項」とする。

11 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて年齢60年に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの(定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第11項」と

する。

- 1 2 前2項の規定は、熊本市職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例（令和4年条例第 号）による改正前の熊本市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第27号。以下「旧定年条例」という。）第3条ただし書に規定する職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については、適用しない。
- 1 3 熊本市一般職の職員の給与に関する条例附則第23項及び熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和29年条例第18号）附則第14項の規定による職員の給料月額の設定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。
- 1 4 当分の間、第4条第1項第4号並びに第5条第1項第3号、第6号及び第8号に掲げる者に対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「定年に達する日」とあるのは「定年（旧定年条例第3条本文の規定の適用を受けていた者にあつては年齢60年とし、同条ただし書の規定の適用を受けていた者にあつては年齢65年とする。）に達する日」と、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「その者に係る定年（旧定年条例第3条本文の規定の適用を受けていた者にあつては年齢60年とし、同条ただし書の規定の適用を受けていた者にあつては年齢65年とする。）と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。
- 1 5 当分の間、第4条第1項第4号並びに第5条第1項第3号、第6号及び第8号に掲げる者（旧定年条例第3条本文の規定の適用を受けていた者であつて、退職の日において定められているその者に係る定年が年齢60年を超えるものに限る。）に対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「6月」とあるのは「0月」と、同条の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）」とあるのは「100分の3」とする。

16 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者が年齢60年（旧定年条例第3条ただし書の規定の適用を受けていた者にあつては、年齢65年）に達する日前に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）」とあるのは、「年齢60年（旧定年条例第3条ただし書の規定の適用を受けていた者にあつては、年齢65年）と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の3を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

17 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者が年齢60年（旧定年条例第3条ただし書の規定の適用を受けていた者にあつては、年齢65年）に達した日以後に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

別表を削る。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第4条の改正規定（同条第1項第1号に係る部分を除く。）、第5条の改正規定（同条第1項第1号及び第2項に係る部分を除く。）、第5条の3の改正規定

(「第4条第1項第3号」を「第4条第1項第4号」に、「及び第6号」を「、第5号及び第7号」に改める部分に限る。)、第5条の6の改正規定(「第4条第1項第2号及び第5条第1項第5号」を「第4条第1項第3号及び第5条第1項第6号」に改める部分に限る。)、第7条の改正規定、同条の次に見出し及び2条を加える改正規定、第8条の2第2項第10号の改正規定並びに第10条の改正規定(同条第2項及び第11項に係る部分を除く。)並びに附則第14項の改正規定(「平成34年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める部分に限る。)並びに次項、附則第5項及び第6項の規定 公布の日

(2) 第2条第2項の改正規定(「が18日」を「第10条第2項において「勤務日数」という。)が18日(1月間の日数(熊本市の休日及び期限の特例を定める条例(平成元年条例第32号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第10条第2項において「職員みなし日数」という。)」に改める部分に限る。)並びに第10条第2項及び第11項の改正規定並びに附則第4項の規定 令和4年10月1日

2 この条例による改正後の熊本市職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)第10条第4項の規定は、令和4年7月1日から適用する。

(経過措置)

3 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員に対する新条例第2条第1項第3号の規定の適用については、同号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員」とする。

4 附則第1項第2号に掲げる改正規定による改正後の第2条第2項及び第10条第2項の規定は、令和4年10月1日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。

5 新条例第10条第4項の規定は、令和4年7月1日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の規則で定める職員に該当するに至った者

について適用する。

6 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和元年条例第14号）附則第3項の規定の適用を受ける者（引き続き同項に規定する者であるものとした場合に、同項の規定の適用を受けることができた者を含む。）に対する新条例第7条の2の規定の適用については、同条中「12月」とあるのは、「6月」とする。

7 当分の間、新条例附則第10項から第17項までの適用を受ける職員に対する熊本市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成7年条例第50号。以下この項において「平成7年改正条例」という。）附則第5項から第8項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

平成7年改正条例附則第5項	この条例による改正後の熊本市職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)	新条例
	新条例第3条から第5条の3まで	新条例第3条から第5条の3まで及び附則第10項から第17項まで
平成7年改正条例附則第6項	前項	熊本市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（令和4年条例第 号。以下「令和4年改正条例」という。）附則第7項の規定により読み替えられた前項
平成7年改正条例附則第7項	新条例第5条の2	新条例第5条の2及び附則第13項
平成7年改正条例附則第8項	新条例第5条	新条例第5条又は附則第11項
	附則第5項	令和4年改正条例附則第7項の規定により読み替えられた

(熊本市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 8 熊本市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

附則第5項中「(新条例第5条の4に規定する消防職員にあつては、当該額に新条例第5条の4に規定する加算額を加算した額(当該加算した額が当該消防職員の給料月額に49.59を乗じて得た額を超えるときは、当該乗じて得た額))」を削る。

- 9 熊本市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成20年条例第4号)の一部を次のように改正する。

附則第2条第1項中「(旧条例第5条の3に規定する消防職員にあつては、当該額に旧条例第5条の3に規定する加算額を加算した額(当該加算した額が当該消防職員の給料月額に49.59を乗じて得た額を超えるときは、当該乗じて得た額))」を削り、「第5条の4」を「第5条の3」に改める。

- 10 熊本市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成28年条例第37号)の一部を次のように改正する。

附則第2項第2号中「第5条の4」を「第5条の3」に改める。

(提出理由)

地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)の施行等に伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

